

●乳幼児等医療費

小学生までの子どもを対象に、医療機関を受診する際の保険適用医療費分について、自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

白老町に住民登録のある小学生までの子ども。就学前の子どもは入院・通院、小学生は入院のみを助成します。

○ 申請に必要なもの

健康保険証（対象となる子どもの分）を持参の上、申請手続きを行ってください。



●重度心身障がい者医療費

心身に一定の障がいがある方の医療費について、自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

白老町に住民登録のある一定の障がいのある方

- ・ 身体障害者手帳 1 級または 2 級を所持している方（内部障がいの場合は 3 級を含みます。）
- ・ 療育手帳の A 判定・精神手帳 1 級を所持している方（精神手帳 1 級をお持ちの方は通院のみを助成します。）

○ 申請に必要なもの

障害者手帳、健康保険証を持参の上、申請手続きを行ってください。



●ひとり親家庭等医療費

母子（父子）家庭の母（父）と扶養している子どもの医療費について、自己負担の一部を助成する制度です。

○ 対象者

母子（父子）家庭の母（父）と 18 歳に達する年度の末日の間にある子ども。また、両親がいない（死亡・行方不明など）、父又は母が重度の障がいがある場合も対象になります。

学生等でひとり親に扶養されている場合は、申請により 20 歳に達する月の末日まで延長できます。

○ 申請に必要なもの

健康保険証（世帯全員分）を持参の上、申請手続きを行ってください。



●医療費の助成方法

(①乳幼児等医療費、②重度心身障がい者医療費、③ひとり親家庭等医療費)

助成の方法	<ul style="list-style-type: none"> 受給者証を医療機関で提示してください。 受給者証が使用できなかった場合は、役場または P5 掲載の郵便局窓口で（領収書、受給者証、保護者の通帳、子どもの保険証）払い戻しの手続きをして下さい。 	
助成の開始	申請日（新生児は誕生日、転入者は転入日）からとなりますのでお早めにご手続きをしてください。	
本人の負担	3 歳以上の住民税課税世帯	1 割負担 上限月額 入院：57,600 円 通院：18,000 円
	3 歳未満又は住民税非課税世帯	初診時一部負担金のみ (医科：580 円・歯科：510 円・ 柔道整復：270 円)

※ 助成されるのは、いずれも医療保険の適用分です。

※ いずれも所得制限がありますのでお問合せください。

※ 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の助成制度が受けられる場合は対象外となります。

●子ども医療費

中学生までの子どもを対象に健康保険証を使って医療機関を受診し自己負担された医療費(医療保険適用分)を助成する制度です。所得制限はありません。①乳幼児等医療費、②重度心身障がい者医療費、③ひとり親家庭等医療費で自己負担が発生した場合にも申請すると自己負担の払い戻しを受けることができます。

○ 対象者

白老町に住所を有し医療保険に加入している中学生までの子ども。*生活保護受給者及び児童福祉法による施設入所者を除きます。

●医療費の助成方法（子ども医療費）

払戻し申請	役場または P5 掲載の郵便局窓口で払い戻しの手続きになります
持参する物	医療機関の領収書（原本）、保護者の通帳、子どもの保険証
払戻し方法	支給決定後に保護者の口座に振込みいたします。
払戻し期限	医療機関を受診した日の翌月から2年以内

※ 日本スポーツ振興センターの災害給付金など、他の助成制度が受けられる場合は対象外となります。